

東九州メディカルバレー構想推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東九州地域医療産業拠点構想（東九州メディカルバレー構想）推進会議の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 大分県及び宮崎県における血液や血管に関する医療技術を基盤とする医療機器産業の集積を活かし、東九州地域の活性化を図ることを目的とした東九州地域医療産業拠点構想（「東九州メディカルバレー構想」以下「構想」という。）を推進するため、東九州メディカルバレー構想推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 推進会議の所掌事務は次に掲げる事項とする。

- (1) 構想推進のための調査及び研究に関すること。
- (2) その他、構想の推進に必要な事項に関すること。

(委員)

第4条 推進会議の委員は別表のとおりとする。

(座長)

第5条 推進会議に座長をおく。

- 2 推進会議の座長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

(臨時委員)

第6条 座長が必要と認めたときは、第4条に掲げる委員以外の者を委員に加えることができる。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、座長の決するところによる。
- 3 座長が特に必要と認めたときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議に関する庶務は、大分県商工観光労働部新産業振興室及び宮崎県商工観光労働部食品・メディカル産業推進室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月22日から施行する。

この要綱は、平成30年8月22日から施行する。

別表（第4条関連）

	名 称	役 職	氏 名
産	旭化成メディカル株式会社	代表取締役社長	住 吉 修 吾
	メディキット株式会社	代表取締役社長	景 山 洋 二
	宮崎県医療機器産業研究会	会長	松 田 哲
	大分県医療ロボット・機器産業協議会	会長	丸 井 彰
学	宮崎大学	副学長(産学・地域連携担当) 産学・地域連携センター長	淡 野 公 一
		医学部長	菱 川 善 隆
	九州保健福祉大学	学長	兒 玉 修
	大分大学	統括理事・理事(企画・戦略、 医療・病院担当)	津 村 弘
		理事(研究, 社会連携, 産学 連携担当)	山 岡 吉 生
立命館アジア太平洋大学	アジア太平洋学部教授	メイルマノフ ・セリック	
官	宮崎県	商工観光労働部長	横 山 浩 文
	大分県	商工観光労働部長	利 光 秀 方